

第3次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画

〔平成29年2月8日 策定〕
〔令和2年2月7日 一部改定〕

第1 広域計画の趣旨

愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7に基づき、後期高齢者医療制度を総合的かつ計画的に運営するため、愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と広域連合を組織する愛知県内のすべての市町村（以下「構成市町村」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事務について、それぞれの役割を定めるものである。

第3次広域計画は、第1次及び第2次の広域計画の実施結果を踏まえ、広域連合と構成市町村が引き続き連携して後期高齢者医療制度を安定的かつ円滑に実施するために、新たに事務運営の基本方針を加えて策定するものである。

第2 広域計画の項目

広域計画は、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）第5条（広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載する。

- 1 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関すること。
- 2 広域計画の期間及び改定に関すること。

第3 現状と課題

愛知県の後期高齢者医療の被保険者数は、後期高齢者医療制度の発足当初の平成20年4月末は61万4,014人であったが、平成28年3月末では84万979人（平成28年12月末で86万8,125人）と年々増え続けている。

医療費については、平成20年度は4,880億7,985万7,705円（被保険者一人当たり78万2,402円）であったが、平成27年度は7,887億6,412

万 4,056 円（被保険者一人当たり 96 万 9 円）と増加している。

保険料率は、平成 20 年度及び平成 21 年度は所得割率 7.43% 及び均等割額 4 万 175 円であったが、平成 28 年度及び平成 29 年度は所得割率 9.54% 及び均等割額 4 万 6,984 円となっている。

一方、国においては、後期高齢者医療制度を含む社会保障分野について、平成 25 年度に持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号）が成立し、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を目指した国の社会保障制度改革が進められている。

この他、平成 27 年度には社会保障・税番号制度の導入により個人番号の利用が開始され、令和元年度の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の改正により、同法において高齢者の保健事業と介護予防の取組みとの一体化を図る規定が定められた。

このように被保険者数、医療費及び保険料率が増加している状況においては、被保険者資格の適正な管理、適切な保険料の設定・賦課徴収及び適切な医療給付の実施に引き続き努めつつ、医療費の増加抑制のため、保健事業及び医療費適正化等推進事業を効果的に実施することにより、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図ることが求められる。

また、社会保障制度その他の関係制度の動向について、引き続き注視し、実効性のある広報広聴活動に努めるなど、適切に対応していく必要がある。

さらに、個人情報取り扱いについても、より厳格な管理が求められる。

第 4 基本方針

広域連合及び構成市町村は、相互に連携して、より一層の事務の適正かつ円滑な執行及び健全な財政運営を目指し、次に掲げる方針に従って後期高齢者医療制度の運営を行う。

1 資格の適正な管理

被保険者の資格について、異動状況を確実に把握し、被保険者証の交付等を行う。

2 適切な保険料の設定・賦課徴収

適切な保険料率を設定し、計画的な賦課徴収により保険料の確保に努める。

3 適切な医療給付の実施

被保険者が適切な医療給付を受けられるよう、正確かつ迅速な審査等に努める。

4 保健事業の推進

被保険者の健康の保持増進のため、被保険者や地域の特性を踏まえた効果的な保健事業の推進に努める。

広域連合は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を効果的かつ効率的に進めるため、構成市町村と十分に協議及び連携をしたうえで、高齢者の保健事業の一部を構成市町村に委託することができる。

市町村においては、高齢者の保健事業の委託を受けた場合において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の事業内容を含む基本的な方針を定め、広域連合との委託契約及び基本的な方針に基づき事業を実施する。

5 医療費の適正化

将来にわたり安心して医療給付を受けられる医療保険制度の堅持と被保険者の適正受診の推進を図るため、医療費適正化等推進事業の実施に努める。

6 広報広聴活動の充実

被保険者等の意見を的確に把握し、被保険者等の後期高齢者医療制度への理解及び必要な情報の収集に資するよう、実効性のある広報広聴活動に努める。

7 個人情報の適正な管理及び利用

個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人情報の厳格な管理及び適正な利用を行う。

第5 広域連合及び構成市町村が行う事務

広域連合及び構成市町村は、後期高齢者医療制度の実施に当たり、別表

に掲げる事務を連携して行う。

第6 広域計画の期間及び改定

広域計画の期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間とする。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。

別表（第5関係）

区 分	広域連合が行う事務	構成市町村が行う事務
1 資格の管理に関する事務	<p>資格の取得・喪失の確認並びに障害認定等を行い、被保険者証等の交付決定をするとともに、交付状況を管理する。</p> <p>被保険者の資格情報を管理する。</p>	<p>資格に関する申請及び届出等の受付を行い、広域連合へ送付する。</p> <p>被保険者証等の引渡し及び返還の受付等を行う。</p>
2 保険料の確保に関する事務	<p>所得情報や医療給付の状況等に基づき保険料率の決定を行い、保険料の賦課、減免等を行う。</p>	<p>保険料の賦課決定に要する所得情報を広域連合に提供する。</p> <p>保険料に関する申請の受付等を行い、広域連合へ送付する。</p> <p>保険料の徴収及び滞納整理を行い、広域連合へ納付する。</p>
3 医療給付に関する事務	<p>療養の給付、高額療養費、葬祭費等の医療給付の審査・支給を行い、支給実績の管理等を行う。</p>	<p>医療給付に係る申請及び届出の受付等を行い、広域連合へ送付する。</p>
4 保健事業に関する事務	<p>健康診査事業等の必要な事業を行う。</p>	
高 齢 者 の 保 健 事 業 と 介 護 予 防 の 一 体 的 な 実 施 事 務	<p>高齢者の保健事業の一部を構成市町村に委託する。</p> <p>構成市町村への現状分析、情報共有等の支援及び関係機関との調整を行う。</p>	<p>高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行う。</p>
5 医療費の適正化に関する事務	<p>後発医薬品の利用促進、重複・頻回受診者への訪問指導事業等の必要な事業を行う。</p>	

6 広報広聴活動に関する事務	後期高齢者医療制度に関するパンフレットの作成・配布等の必要な活動を行う。
7 個人情報の管理及び利用に関する事務	情報セキュリティ対策等の必要な措置を講じ、個人情報の管理及び利用を行う。